

改正

平成28年3月3日告示第18号

庄原市新婚世帯定住促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内に居住する新婚世帯員に予算の範囲内において補助金を交付し、若者の本市への定住促進を図るため、当該補助金の交付に関し庄原市補助金交付規則（平成17年庄原市規則第46号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 民間賃貸住宅 建物の所有者との間で賃貸借契約（2親等以内の親族が所有する住宅を賃借する場合を除く。）を締結して自己の居住用に供する住宅で、市営等の公的賃貸住宅、社宅、官舎、寮等の給与住宅又は借主（契約者）が会社名義の住宅以外の賃貸住宅をいう。
- (2) 家賃 賃貸借契約に定められた賃借料の月額をいう（駐車場使用料を除く。）。
- (3) 住宅手当 事業主が従業員に対して支給又は負担する住宅に関する全ての手当額等の月額をいう。
- (4) 実質家賃負担額 家賃額から住宅手当額を控除した額をいう。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内に住所を有し、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内の民間賃貸住宅に配偶者と同一世帯として住所登録している者で、住宅賃貸借契約書の契約者（借主）
- (2) 実質家賃負担額が月額3万円を超えている者
- (3) 申請日現在において、婚姻の届出をした日から1年以内の者で、本人及び配偶者いずれも40歳未満の者であること。
- (4) 補助を受けようとする本人及びその同一世帯員が、生活保護による住宅扶助その他公的制度による家賃補助等を受けていないこと。
- (5) 補助を受けようとする本人及びその同一世帯員が、市税の滞納をしていないこと。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次に定めるとおりとする。

(1) 月額の実質家賃負担額から3万円を控除した額とし、2万円を上限とする(1,000円未満切捨て)。

(2) 補助対象者又は配偶者が市外に通勤している場合は、1世帯あたり月額3,000円を加算するものとする。

(補助期間)

第5条 補助の期間は、申請を受理した日の翌月から12月間とする。ただし、第3条に規定する要件に該当しなくなったときは、当該要件に該当しなくなった日の前月までを補助の期間とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 婚姻の記載のある申請者及び配偶者の戸籍抄本

(2) 住居手当支給証明書(様式第2号)

(3) 住宅賃貸借契約書の写し

(4) 市外勤務申出書(様式第3号。第4条第2号に該当する者のみ)

(5) その他市長が必要と認める書類

(交付決定等)

第7条 市長は、前条に定める申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付決定通知書(様式第4号)により当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査の結果、第3条に規定する要件を満たさないと認めたときは、不交付決定通知書(様式第5号)により当該申請者に通知するものとする。

(変更申請)

第8条 申請者は交付決定通知後に、申請内容に変更があったときは、速やかに市長に変更承認申請書(様式第6号)に変更内容を証する書類を添えて提出しなければならない。

2 市長は、前項に定める申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、変更承認通知書(様式第7号)により当該申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 第7条の規定により交付決定の通知を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、実績報告書(様式第8号)に次の書類を添えて、補助期間終了月の末日から30日以内に市長に報告しなけ

ればならない。

(1) 家賃支払証明書(様式第9号)

(2) 市外勤務証明書(様式第10号。第4条第2号に該当する者のみ)

(3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項に定める実績報告書を受領したときは、内容を審査し、適当と認めるときは、交付する補助金額を確定し、補助金確定通知書(様式第11号)により当該交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、交付請求書(様式第12号)により市長に請求しなければならない。

(実態調査等)

第11条 市長は、交付決定者に対して、第3条に規定する要件について報告を求め、又は調査することができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成25年6月1日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

(失効)

2 この告示は、平成29年3月31日限り、その効力を失う。

(経過措置)

3 前項の規定による失効の日までに交付決定したものについては、この告示の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、失効後もなおその効力を有する。

(期間の特例)

4 平成24年4月1日から平成24年8月31日までの間において婚姻の届出をした者にあつては、第3条第3号中「1年以内の者」とあるのは「1年5か月以内の者」と読み替えるものとする。

附 則 (平成28年3月3日告示第18号)

この告示は、平成28年3月4日から施行する。

様式 (省略)